

令和 3 年度

西栗倉村農業集落排水事業特別会計補正予算

(第 3 号)

令和3年度西栗倉村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度西栗倉村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,100千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債補正」による。

令和3年12月 日 提出 西栗倉村長 青木秀樹

令和3年12月 日 議決 西栗倉村議会議長 金田豊治

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 繰入金		64,513	△100	64,413
	1 一般会計繰入金	64,513	△100	64,413
4 村債		5,000	△5,000	0
	1 村債	5,000	△5,000	0
歳入	合計	90,601	△5,100	85,501

(単位：千円)

歳 出	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 総務費		15,964	△5,100	10,864
	1 総務管理費	15,964	△5,100	10,864
歳 出	合 計	90,601	△5,100	85,501

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計適用事業（農排）	自：令和3年度 至：令和4年度	5,100

第3表 地方債補正

(単位：千円)

補正前					補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1. 下水道事業	5,000	証書発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものとする。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り替えることができるものとする。	1. 下水道事業	0	証書発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものとする。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り替えることができるものとする。

2. 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	64,513	△ 100	64,413	1 一般会計繰入金	△ 100	一般会計繰入金 △ 100
計	64,513	△ 100	64,413			

(款) 4 村債

(項) 1 村債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道事業債	5,000	△ 5,000	0	1 農業集落排水整備事業債	△ 5,000	公営企業会計適用事業 (農排) △ 5,000
計	5,000	△ 5,000	0			

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	15,964	△5,100	10,864		△5,000		△100	12 委託料	△5,100	委託料(物) △5,100	公営企業会計適用事業 △5,100
計	15,964	△5,100	10,864		△5,000		△100				